

# 入札説明書

令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

自然環境局生物多様性センター

## はじめに

本令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和5年3月22日
- (4) 納入場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1  
環境省自然環境局生物多様性センター
- (5) 入札方法  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、  
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。  
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「A」「B」「C」級に格付されている者であること。
- (5) (4)以外の等級に格付されている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について（平成12年10月10日）政府調達（公共事業を除く）手続の電子

化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。

具体的には以下ア～オのいずれかを充たす者であること。

ア. 本公告と同等以上の仕様の役務の提供等をした実績等を証明できる者

イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (本公告に係る役務の提供等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
技能認定者数(特級、1級、単一等級) (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	1人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ. 中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

エ. 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

オ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup)に選定された事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

(6) 別紙の業務委託条件を満たした者であること。

(7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 2階 調査科

TEL 0555-72-6033

#### 5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定

める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和4年5月16日(月) 17時まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く)

提出場所 4.(1)の場所

提出方法 持参、郵送又は電子メール(biodic\_webmaster+env.go.jp(+はアットマークに変更ください))によって提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2)(1)の質問に対する回答は、令和4年5月17日(火)17時までに下記のURLに質問及び回答を掲載する。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

## 6. 業務委託条件に関する書類の提出

別紙の業務委託条件に関する書類、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し及び3.(5)に該当する者は3.(5)関係書類を、別紙の業務委託条件及び次に従い提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年5月18日(水)17時まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く)

### (2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。  
ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4.(1)の場所

ウ. 部数 業務委託条件に関する書類 2部  
環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部  
3.(5)に該当する者は3.(5)関係書類 1部

### (3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル(PDF形式)により、電子調達システム上※1で提出すること。

※1 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子調達システム上

(4) 審査結果通知は、令和4年5月19日(木)17時までに通知する。

## 7. 競争執行の日時、場所等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年5月20日(金) 14時00分

場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1階 大会議室

### (2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和4年5月16日（月）17時までに持参、郵送又は電子メール（biodic\_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更ください））により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### （3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8. 落札者の決定方法

（1）有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（2）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

## 10. その他

### （1）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

### （2）契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、環境省担当官より別途指示する。

### （3）個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、入札心得に定める様式6を速やかに提出しなければならない。なお、業務委託条件の提出時に添付した際には、この限りではない。

### （4）再委託等の制限

落札者は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはな

らない。但し、様式7に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日9時00分～17時30分

◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別紙2 業務委託条件
- ・別添1 契約書 (案)
- ・別添2 仕様書

## 環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式 1 による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式 1 による入札書の提出を希望する場合は、様式 2 による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長殿と記載)及び「令和4年5月20日開札[令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務(北海道ブロック3)]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は



代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(復) 代理人

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）
- 2 入札金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

# 委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所  
(受任者) 所 属 (役 職 名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

(委任事項)

- 1 令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責 任 者 名 :

担 当 者 名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 4 年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック 3）の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 4 年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック 3）に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

## 質問書

業 務 名	令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質 問 事 項	



分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）に係る個人情報の管理について

令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制
----

### 3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

#### <実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

### 4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

### 5. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(再委託等を申請する場合)

様式7

## 再委託等承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承認を求めます。

### 記

- 1 業務名：令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）
- 2 契約金額：
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費：
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式 8

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）における再委託等業務に係る個人情報の管理について

令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）における再委託等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委託等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

#### 4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

##### <実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

#### 5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

#### 6. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

令和 4 年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック 3）

委託条件

環境省生物多様性センターでは、自然環境保全基礎調査の一環として 1/2.5 万現存植生図の全国整備を進めており、各地域（ブロック）ごとに順次植生図作成を実施している。

「令和 4 年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック 3）」では、北海道の北見・足寄地域を中心とした合計 32 地域（2 次メッシュ）について、衛星画像解析と現地調査を併用して植生図案の作成を実施する。植生図案の作成には、植生判読及び現場での各植物の同定技術が必須であり、かつその結果を、植物社会学の観点から分類された群落単位を用い、凡例を当てはめ地図上に表現するという、高度な技術と経験を要する。

以上の観点から、下記に従い業務委託条件に係る下記の（1）①及び②の書類を提出すること。

（1）提出書類（別添様式）

- ① 過去 5 年以内に実施した、植生図現地調査を含む植生図作成業務、または植生図の精度管理を実施した業務の契約書写し及び仕様書写し（3 件程度）
- ② 主たる担当者の資格保有を証明する登録証等の写し  
対象資格：生物分類技能検定 1 級（植物部門）

（2）提出期限等

- ① 提出期限  
入札説明書 6.（1）のとおり
- ② 業務委託条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先  
入札説明書 4.（1）に同じ
- ③ 提出部数  
2 部
- ④ 提出方法  
入札説明書 6. のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項  
ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く）とする。  
イ 郵送する場合は、封書の表に「令和 4 年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック 3）委託条件資料在中」と明記すること。なお、提出期限までに提出先に現に届か

なかった業務委託条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務委託条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務委託条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務委託条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務委託条件に係る書類は、環境省において、業務委託条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務委託条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

### (3) 審査結果の回答

入札説明書 6. (4) のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

令和 4 年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック 3）

委託条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 過去 5 年以内に実施した、植生図現地調査を含む植生図作成業務、または植生図の精度管理を実施した業務の契約書写し及び仕様書写し（3 件程度）
- ② 主たる担当者の資格保有を証明する登録証等の写し  
対象資格：生物分類技能検定 1 級（植物部門）

(担当者等連絡先)

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：



# 委 託 契 約 書

(別添1)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭（以下「甲」という。）は、  
（以下「乙」という。）と令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和 年 月 日

納入場所 環境省自然環境局生物多様性センター

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の制限)

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(報告書の提出)

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以

内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

- 第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

- 第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。
- 2 官署支出官は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

- 第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるとときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

- 第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない

と認められるとき。

(別添1)

二 乙が第5条、第24条又は第24条の2若しくは第30条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した(別添1)
  - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 八 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

第18条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

#### (延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項若しくは第22条の規定による委託費の返還又は第17条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

#### (表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明(別添1)、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第24条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。)及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。)

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものと

する。

(別添1)

- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産(以下「取得財産」という。)の所有権(取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。)については、委託業務が完了(乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。)又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(別添1)

甲 住 所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
生物多様性センター長 松本 英昭 印

乙 住 所  
氏 名 印



# 令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた 植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）に係る仕様書

## 1. 件名

令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック3）

## 2. 業務の目的

我が国の再エネ主力電源化の実現を加速するためには、再エネ導入ポテンシャル情報をベースに、多角的な分析を加え、効果的な情報提供を行う必要がある。現存植生図は、自然環境の最も基礎的な情報である植物の生育状況を、全国統一的な手法で悉皆的に把握するものであり、自然環境と調和しながら再生可能エネルギーを導入するためには必要不可欠な情報である。本業務は、北海道ブロック3において、対象地域にて現地調査を実施し、次年度の植生ブロック会議に向け、現存植生図案（縮尺レベル1/25,000）の作成を実施するものである。

## 3. 業務の内容

空中写真又は衛星画像（以下「空中写真等」という。）や現地調査で得られた情報及び既存資料をもとに、別紙1に示す整備対象地域において現地調査を実施した上で、植生図案及びGISデータの作成を行う。なお、別紙1に示す整備対象地域の一部（16メッシュ）では「令和3年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図精度管理委託業務の北海道ブロック3（以下、「R3精度管理業務(北海道3)」とする。）」において先行して優占種調査のみ実施済みであり、その地域（メッシュ）の詳細は別紙2に示すとおりである。

植生図の基本的仕様は以下のとおりであるが、調査方法等の詳細は「自然環境保全基礎調査植生調査実施要領（令和4年度版）」（以下「実施要領」という。）に基づき実施すること。なお、本業務の実施の際には、「R3精度管理業務(北海道3)」にて収集した既存資料や植生図案等の情報を活用して作業を行うこととし、それらの資料については環境省から提供する。

（実施要領は下記よりダウンロードすること。）

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-012.html>

### （1）基図

国土地理院の電子国土基本図（縮尺レベル1/25,000）相当の地図とする。

### （2）判読画像

整備地域の植生判読に最適な縮尺1/1万から1/3万程度の最新の空中写真等を使用する。立体視判読に適した最新の空中写真等を基本とするが、判読する上でより適当な画像が入手できる場合は、環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と協議の上指示を受ける。

なお、別途契約している「令和4年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図精度管理委託業務」の受託者（以下「幹事法人」という。）より、植生図作成に利用可能な空中写真等の使用権利を受託者に貸与する。当該使用権利に係る空中写真等は、カラー地上解像度50cm以上で概ね全国土を網羅するものとなっている。

### （3）最小表示面積

植生の最小抽出単位は概ね1haとする。

### （4）凡例

凡例は種構成を重視し、環境省が定めた群落体系（以下「環境省統一凡例」という。）を用いる。植生図は原則として環境省統一凡例の細区分（群集レベル）の凡例を使用するが、植生情報が少なく群集レベルの細分・修正が困難な場合には中区分又は大区分の凡例を使用する。

## 4. 業務の実施方法

本業務では以下に示す（1）から（7）の項目を実施し、詳細は実施要領による。なお、実施にあたり幹事法人から技術的な指導を受けること。

### （1）打合せ

受託者は、業務開始時に業務の進め方について環境省担当官及び幹事法人と3者で打合せを行い、業務実施計画書を作成する。打ち合わせはウェブ会議システムでの実施を想定している。打合せ終了後は速やかに記録簿を作成し、環境省担当官及び幹事法人に提出し、環境省担当官の了承を得て確定させる。

### （2）計画・準備

環境省担当官及び幹事法人との初回打合せまでに以下を実施する。なお、①②においては「R3精度管理業務(北海道3)」においてすでに作成されているが、その他追加に必要な資料があればリストに追記する。

#### ①判読資料のリストの作成

植生判読に際して使用が見込まれる判読資料（3.（2）で貸与される使用権利に係る空中写真等を含む）のリストを作成する。

#### ②既存資料のリストの作成

植生図の図化に際して引用が見込まれる既存資料のリストを作成する。

#### ③2次メッシュ管理リスト及び2次メッシュ別工程表の作成

2次メッシュごとの判読画像について、撮影時期、撮影主体、縮尺等を記載した2次メッシュ管理リストを作成する。また、整備地域の2次メッシュごとに、予備判読、現地調査、植生判読（植生図案の作成）、GISデータの作成・修正について記載した工程表を作成する。

### (3) 現地調査計画書の作成

今年度整備対象地域に対する専門家ヒアリングの結果(「R3精度管理業務(北海道3)」にて実施)及び別紙2の内容を踏まえ、現地調査に先立ち現地調査計画書を作成し、環境省担当官及び幹事法人に提出する。現地調査計画書の項目は以下の①から⑧までを基本とする。

- ①現地調査のポイント
- ②隣接植生図との調整
- ③現地調査計画図
- ④現地調査地点配分表
- ⑤使用凡例案
- ⑥現地調査に係る許認可事項
- ⑦現地調査の実施体制
- ⑧安全管理対策等

### (4) 植生判読及び現地調査

以下の①から④に沿って、植生判読及び現地調査を実施する。

#### ①予備判読

別紙2に記載の「R4年度に予備判読が必要な地域」においては4.(2)①及び②でリストアップした判読資料や画像、地形図及び既存資料をもとに、予備的な植生判読を更新し、特徴的な凡例や現地調査での要確認事項等を記入した予備判読画像(手書き・PC利用のいずれも可)を作成する。なお、R3年度に予備判読を実施している地域においては、すでに植生図案が作成されているため、植生図案を確認し現地調査での要確認事項を記入する。

#### ②現地調査

上記4.(4)①で作成した予備判読画像と植生図案を携行し現地調査を行う。現地調査では、予備判読画像または植生図案と実際の植物群落の分布との比較照合を行うとともに、別紙2に記載の地域において、それぞれ組成調査及び優占種調査も実施する。

なお、現地調査に際しては、整備地域の植生等に知見を有する有識者等のべ3名日程度に一部同行を依頼し、助言を得ること。有識者等の同行に際しては、旅費を「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて支給すると共に、1名1日あたり、23,700円程度の謝金を支給すること。

#### ③図化基準案の作成

現地調査結果や既存資料を踏まえ、主要凡例について優占種、判読資料での特徴、凡例の決定方法、類似する群落との区別点及び分布・立地等を記載した図化基準案を作成する。なお「R3精度管理業務(北海道3)」ですでに作成されている地域(メッシュ)についても見直しを行うこと。

#### ④植生図案の作成・提出

上記③図化基準案をもとに、別紙1に記載の全32地域(メッシュ)において植

生図案を作成する。なお「R3精度管理業務(北海道3)」ですでに作成されている地域(メッシュ)についても見直しを行うこと。なお、植生図案は事前に幹事法人に提出して精査を行い、令和5年度に実施予定のブロック会議の資料として提示できる精度のものを作成すること。

#### (5) 令和5年度ブロック調査会議に向けての合同ヒアリングの開催

令和5年度に予定しているブロック調査会議に先立ち、4.(4)④で作成した植生図案等を提示し、植生図作成上の課題や特に仮凡例について助言を得るため整備対象地域の植生に詳しい有識者3名程度に対して合同ヒアリングを1回程度開催する。なお、必要に応じて適切な時期に個別でヒアリングを行う事も可とする。

また、同ヒアリングには今年度整備を行っている北海道ブロック1、2の現地調査法人も参加するため、ヒアリングの日程等については北海道ブロック1、2の現地調査法人と調整すること。

受託者は整備対象地域について必要な資料を作成し、ヒアリング終了後は速やかに記録簿を作成し、環境省担当官及び委員の確認を得た上で確定させる。ヒアリングはウェブ会議システムでの実施を想定している。

謝金は有識者1人に対して1時間あたり7,900円程度(最大3時間まで)を支給する。

#### (6) 植生図案GISデータの入力

作成した植生図案のGISデータの入力を実施する。GISデータの入力の詳細は実施要領等による。

#### (7) 成果のとりまとめ及び納品

令和4年度に実施した業務について、とりまとめた報告書等の成果物を電子ファイルで作成し、下記6.に示す提出場所に納品する。

### 5. 業務履行期限

令和5年3月22日

### 6. 成果物

a 4.(7)で取りまとめた成果品を収めたDVD-R 1式

b 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムのメタデータ 1式(※)

(※)メタデータは、環境省担当官から提供するツールを用いて作成すること。

電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

### 7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたもの

とする。

- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 9. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(3) 本業務を行うにあつて、入札参加希望者には、必要に応じて「令和3年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図精度管理委託業務」の北海道ブロック3に係る資料（既存資料リスト、ヒアリング資料等）及び、「令和3年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務」の各ブロックに係る資料を、所定の手続きを経て提供することが可能である。資料提供を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、提供方法や資料内容について環境省担当官と調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局生物多様性センター 調査科（TEL:0555-72-6033）

(別添)

## 1. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章 ; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
  - ・計算表 ; 表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
  - ・プレゼンテーション資料 ; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
  - ・画像 ; BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 2. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部又は全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

## 3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

番号	2次メッシュ	1/2万5千地形図名	地域 (3次メッシュ数)			合計	都道府県名
			I	II	III		
1	644363	活込	64	4	32	100	北海道
2	644364	足寄太	27	19	54	100	北海道
3	644365	奥仙美里	50	46	4	100	北海道
4	644366	ウコタキヌプリ	84	14	2	100	北海道
5	644367	右股	76	22	2	100	北海道
6	644373	芽登	68	0	32	100	北海道
7	644374	愛冠	51	26	23	100	北海道
8	644375	螺湾	43	36	21	100	北海道
9	644376	上螺湾	75	18	7	100	北海道
10	644377	シュンクシタカラ湖	96	3	1	100	北海道
11	654303	喜登牛	71	13	16	100	北海道
12	654304	上利別	30	33	37	100	北海道
13	654305	大誉地	42	42	16	100	北海道
14	654306	上足寄	52	40	8	100	北海道
15	654313	喜登牛山	94	5	1	100	北海道
16	654314	西斗満	53	40	7	100	北海道
17	654315	陸別	23	32	45	100	北海道
18	654316	陸別東部	54	38	8	100	北海道
19	654323	東三国山	69	30	1	100	北海道
20	654324	勲祢別川上流	76	21	3	100	北海道
21	654325	釧路川上	41	44	15	100	北海道
22	654326	上陸別	37	48	15	100	北海道
23	654333	常元	61	34	5	100	北海道
24	654334	北見勝山	44	31	25	100	北海道
25	654335	小利別	52	31	17	100	北海道
26	654336	訓津峠	80	17	3	100	北海道
27	654343	大和	59	23	18	100	北海道
28	654353	花丘	53	43	4	100	北海道
29	654363	岩戸	42	57	1	100	北海道
30	654373	瀬戸瀬温泉	51	45	4	100	北海道
31	664303	瀬戸瀬	17	53	30	100	北海道
32	664313	上富美	32	57	11	100	北海道
合計		32図面	1,767	965	468	3,200	

## 3次メッシュ数

I：自然植生、二次林、二次草原等、II：植林地、伐採地等、III：耕作地、住宅地等



## 現地調査及び予備判読の実施が必要であるメッシュ一覧

「令和3年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図精度管理委託業務」において、北海道ブロック3整備地域の一部（16メッシュ）ではすでに優占種調査を実施している。R4年度には、優占種調査を行っていないメッシュの優占種調査を行うとともに、全メッシュにおいて組成調査を行うこと。また、その際、「備考」に記載の内容を参考に調査を行うこと。

番号	2次メッシュ	1/2万5千地形図名	R4年度に必要な現地調査		R4年度に予備判読が必要な地域	備考	
			優占種調査	組成調査			
1	644363	活込	R3に大部分は終了済であるが、一部備考に記載した地域等についてはR4年度に必要なに応じて実施すること。	○	予備判読済み。組成調査では植生図案を元に実施するとよい。		
2	644364	足寄太		○			
3	644365	奥仙美里		○			
4	644366	ウコタキヌプリ		○			
5	644367	右股		○			
6	644373	芽登		○			
7	644374	愛冠		○			※九州大演習林内では調査を行っていないため、R4年度に必要なに応じて優占種調査を行う。
8	644375	螺湾		○			
9	644376	上螺湾		○			
10	644377	シュンクシタカラ湖		○			
11	654303	喜登牛		○			
12	654304	上利別		○			
13	654305	大誉地		○			
14	654306	上足寄		○			
15	654315	陸別		○			
16	654316	陸別東部		○			
17	654313	喜登牛山	○	○	○		
18	654314	西斗満	○	○	○		
19	654323	東三国山	○	○	○		
20	654324	敷祢別川上流	○	○	○		
21	654325	釧路川上	○	○	○		
22	654326	上陸別	○	○	○		
23	654333	常元	○	○	○		
24	654334	北見勝山	○	○	○		
25	654335	小利別	○	○	○		
26	654336	訓津峠	○	○	○		
27	654343	大和	○	○	○		
28	654353	花丘	○	○	○		
29	654363	岩戸	○	○	○		
30	654373	瀬戸瀬温泉	○	○	○		
31	664303	瀬戸瀬	○	○	○		
32	664313	上富美	○	○	○		

合計

32図面